

名護市コミュニティバス(なご丸)専用バス券利用フロー図



- ① 支援を希望するバス利用者は、在学している学校を通じて県に申請書等を提出
 - ② 県は、審査のうえ、要件を満たす利用者に認定カード・専用バス券(1ヶ月分)を交付
 - ③ バス利用者は、専用バス券でなご丸を利用する
 - ④ バス利用者は、学校を通じて毎月の利用状況を報告し、余った専用バス券を県へ返却
 - ⑤ 県は、翌月分(1ヶ月分)の専用バス券を交付する。
- 以降、③～⑤を繰り返す。